

経営・勤務環境改善

医療従事者確保・定着のための 経営・勤務環境改善研修

近年、医療従事者確保に四苦八苦している会員施設が増加している。会員施設の管理職を対象とした「医療従事者確保・定着のための経営・勤務環境改善研修」6回シリーズの第1回目が平成27年9月17日（木）ホテルグランヴィア京都において開催された。参加者は87名であった。

第1部は「医療勤務環境改善の取組と最近の動向について」をテーマに厚生労働省医政局総務課医療勤務環境改善推進室・医政局看護課・労働基準局労働条件政策課医療労働企画官の石川賢司氏を招き、①医療勤務環境改善の背景と仕組みの全体像②医療勤務環境改善支援センターの業務・役割③医療機関を支援する指針・手引きの概略④医療機関の取組み事例⑤今後の対応、と多岐にわたり講演をしていただいた。



石川賢司氏

医療勤務環境改善に関する改正医療法は平成26年10月1日に施行され、「医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講じなければならない」と努力義務ではあるが規定された。京都私立病院協会は京都府から委託を受け京都府医療勤務環境改善支援センターを担い、専門のアドバイザーを配置し、医療環境改善のための支援活動を展開している。

京都私立病院協会の会員施設が「医療の質の向上」「経営の安定化」に繋がるように環境を整え、働きがいのある職場作りに取り組んでいく必要があると実感した。

第2部は「医療法人改革と地域医療連携推進法人制度創設〔その1〕」をテーマに石井公認会計士事務所所長である石井孝宜氏に講演していただいた。石井氏の講演はシリーズ6回すべてに組み込まれており、今回は研修前日の16日に



石井孝宜氏

医療法改正案が参議院を通過し、医療法改正が成立したばかりで非常にタイムリーな話題であった。

今までなかった事であるが医療法人制度改革は2年連続で行われた。今回の改正は合併、分割、経営の透明性、ガバナンスの強化、地域医療推進法人制度の導入が挙げられている。かなり大きな法律の改正である。

透明性の確保においては①会計に関する規定②関係事業者報告書、決算書の作成等に関する規定③制度監査等に関する規定④決算報告書の公告制度に関する規定と多くの内容で改正が行われている。また、ガバナンスの強化は第5次医療法改正において監事の権限が強化されたが、第5次より以上に監事機能が強化されたものとなった。

地域医療連携推進法人制度創設は医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、医療法人とは違うもう一つの法人制度ができた。これは地域によって変わってくるが再編の大規模化も予想される。まだ具体的適用の範

囲や基準についてはその多くが厚生労働省令において定めるとされているため具体的・詳細な内容は現状では出ていない。このシリーズの最終回にはそれらの詳細も出ているだろうと思われる。「医療法人改革と地域医療連携推進法人制度創設〔その2〕」も予定されている。今後、医療法人制度はどこに向かっていくのか、そもそも何故地域医療連携推進法人が必要なのか今後の動向に注目していかなければならない。

(いわくら病院・市場真澄 = 京都私立病院協会幹事・
事務長会常任委員会副委員長)